

様式第11号その1

法人 県民税 更正(決定)通知書
事業税 加算金決定

納番

年月日

〒

本店所在地

法人名

県税事務所長印

次のとおり更正(決定)しましたので、地方税法第55条第4項、第72条の42、第72条の46第4項及び第72条の47第4項の規定により通知し、同法第13条の規定により告知します。この通知書により納付すべき税額、加算金額及び延滞金額は、同封の納付(納入)書により指定納期限までに納付してください。

事業年度	年月日から	年月日まで	指定納期限	年月日
税目	区分	更正(決定)額(円)	既に納付の確定した額(円)	差引増減額(円)
法人県民税	課税標準の総額①			
	本県分の課税標準額②			
	法人税割額(税率%)③			
	外国の法人税等の額の控除額④			
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額又は清算中の予納額⑤			
	利子割額の控除額⑥			
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑦			
	既に納付の確定した清算予納(残余財産一部分配予納)額⑧			
	既還付請求利子割が過大である場合の納付額⑨			
	差引法人税割額③-④-⑤-⑥-⑦-⑧+⑨⑩			
	均等割額(税率×÷12)⑪			
	差引県民税額⑩+⑪⑫			
法人事業税	所得又は清算所得の額⑬			
	総額⑭			
	取入金額⑮			
	年400万円以下年の金額⑯			
	年400万円を超える年の金額⑰			
	合計⑮+⑯+⑰⑱			
	分比例税率適用分又は清算所得の額⑲			
	取入金額⑳			
	⑯に対する税額(税率%)⑳			
	⑰に対する税額(税率%)㉑			
	⑱に対する税額(税率%)㉒			
	合計㉑+㉒+㉓+㉔又は㉑+㉒㉖			
税	課税標準の総額㉗			
	本県分の課税標準額㉘			
	税額㉙			
	課税標準の総額㉚			
	本県分の課税標準額㉛			
	税額㉜			
	法人事業税額㉖+㉙+㉜㉟			
	仮装経理に基づく事業税額の控除額又は清算中の予納額㉟			
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額㉕			
	既に納付の確定した清算予納(残余財産一部分配予納)額㉖			
	差引事業税額㉟-㉖-㉕㉗			
加算金	区分	対応事業税額(円)	乗率(%)	加算金額(円)
	不申告加算金㉘			
	過少申告加算金	加重分		
	重加算金㉙			
税務官署(法人税)の申告処理年月日・申告処理区分				年月日
分割基準	区分	県民税(人)	事業税	法定納期限
	総数	従業者数(人)・発電用固定資産額(円)	事務所数(箇所)・固定資産総額(円)	(備考)
	本県分			
利子割額に関する計算	区分	更正・決定額(円)	既に納付の確定した額(円)	差引増減額(円)
	利子割額(控除されるべき額)(a)			
	控除した金額((③-④-⑤)と(a)のうち少ない額)(b)			
	控除しきれなかつた金額((a)-(b))(c)			
	既に還付を請求した利子割額(d)			
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額((d)-(c))(e)			

(加算金算出明細)

区分	所得額(円)	付加価値額(円)	資本等の金額(円)	収入額(円)
重加算金対応増加所得金額				
その他対応増加所得金額				
正当理由対応増加所得金額				

修正申告による増加額又は更正(決定)による不足額の計算

区分	今回の確定申告、修正申告、更正又は決定における確定金額となる税額		直前の申告、更正又は決定における確定金額となる税額又は中間申告等の税額		差引増加額又は不足額	
	課税標準額(千円)	税額(円)	課税標準額(千円)	税額(円)	課税標準額(千円)	税額(円)
所得割						
付加価値割						
資本割						
収入金割						

仮装又は隠ぺいされていない事実のみに基づいて申告又は更正等をした場合(D)		
区分	課税標準額(千円)	税額(円)
400万円以下		
400万円～800万円		
800万円超		
比例税率適用分		
収入金割		
付加価値割		
資本割		
合計		

加算金対応税額の計算

(D)のうち、正当な理由による増加税額又は不足税額 (加算金の対象とならない税額)(E)	(円)
(D)の申告による増加税額又は更正等による不足税額 (重加算金を課さない部分の金額)(D)-(B)-(E)=(F)	(円)
(F)のうち、確定申告額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分の金額(加重部分の金額)(G)	(円)
仮装又は隠ぺいの事実に基づく税額 (重加算金を課する部分の金額)(C)-(E)-(F)=(H)	(円)

(注意事項)

1 納付場所

同封の納付(納入)書の裏面に記載しています。

2 加算金の計算

- (1) 過小申告加算金額は「⑦」欄及び「①」欄の金額に、不申告加算金額は「⑦」欄の金額に、重加算金額は「⑦」欄の金額に「乗率」欄の率を乗じて得た金額です。
- (2) (1)の計算をするに当たつて、「⑦」欄、「①」欄、「⑦」欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。
- (3) 加算金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

3 延滞金額の計算

- (1) 法定納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント(指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて得た金額が延滞金額となります。
- (2) (1)の計算をするに当たつて、納付すべき税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。
- (3) 延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

4 納期限までに納付がない場合

この通知書により納付すべき金額を指定納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。

5 処分に不服がある場合

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に佐賀県知事(2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在する都道府県の知事)に対して審査請求することができます。なお、佐賀県知事に対する審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

様式第十一号その二の次に次の四様式を加える。

様式第11号その3

法人事業税 徴 収 猶 予 申 請 書
徴収猶予期間延長

年 月 日

県税事務所長様

納税者

所在地

名称

佐賀県税条例第49条の2第1項
地方税法第72条の38の2第5項

の規定により、次のとおり

徴 収 猶 予
徴収猶予期間延長

を申請します。

徴収猶予（徴収猶予期間延長）を受けようとする徴収金				
法人番号				
事業年度				
申告区分	(確定申告・中間申告)			
税額 (既猶予額)				
徴収猶予（延長）期間	年 月 日から 年 月 日まで			
徴収猶予（期間延長）を必要とする理由				
提供する担保の種類及び価格				
徴 収 猶 予 徴収猶予期間延長 を受けようとする徴収金の納税計画				
納付日	納付額	納付日	納付額	備考

注 法人事業税の徴収猶予については、付加価値額及び資本割の徴収金が対象となり、
所得割については対象外です。

様式第11号その4

法人事業税 徴 収 猶 予 承認(一部承認)通知書
徴収猶予期間延長

年 月 日

納税者

所在地

名称

県税事務所長

さきに、徴 収 猶 予 の申請があつたあなたの徴収金については、次のとおり（承認・一部承認）しますので、納税計画に基づき誠実に納付してください。

徴収猶予（徴収猶予期間延長）を承認・一部承認する徴収金				
法人番号				
事業年度				
申告区分	(確定申告・中間申告)			
税額 (既猶予額)				
徴収猶予（延長）期間	年 月 日から 年 月 日まで			
徴収猶予（期間延長）を必要とする理由				
提供した担保の種類及び価格				
徴 収 猶 予 を承認する徴収金の納税計画 徴収猶予期間延長				
納付日	納付額	納付日	納付額	備考

注 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

様式第11号その5

法人事業税 徴 収 猶 予
徴収猶予期間延長 否認通知書

年 月 日

納税者

所在地

名称

県税事務所長

年 月 日 付 け で、 徴 収 猶 予 の 申 請 が あ つ た あ な た の 徴 収
徴収猶予期間延長

金について、次の理由により承認することができませんので、地方税法第72条の38の2第12項において準用する同法第15条第4項の規定により通知します。

否認の理由	
-------	--

徴収猶予・徴収猶予期間延長をしない徴収金

法 人 番 号	
事 業 年 度	
申 告 区 分	(確定申告・中間申告)
税 領額 (既猶予額)	

注 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

様式第11号その6

法人事業税の徴収猶予承認取消通知書

年 月 日

納税者

所在地

名称

県税事務所長

年 月 日付けで徴収猶予したあなたの県税については、次の理由により当該徴収猶予の承認を取り消しましたので、地方税法第72条の38の2第12項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。

については、次の金額について直ちに納付してください。

滞 納 金 額 等	
法 人 番 号	
事 業 年 度	
申 告 区 分	(確定申告 ・ 中間申告)
税 額 (既 猶 予 額)	
取 消 理 由	

注 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

様税額十四印のうちの「（佐賀銀行は、県外支店を含む。）」又は「（佐賀銀行及びみずほ銀行にあつては、日本国内の全ての店舗）」に該当する。

納税係	「納税第一課」
納税係 又は 納税課	に該当する。
納税第一係	納税課

様税額十四印のうちの「（佐賀銀行は、県外支店を含む。）」又は「（佐賀銀行及びみずほ銀行にあつては、日本国内の全ての店舗）」に該当する。

様税額十六印のうちの「登記簿謄本又は抄本」又は「登記簿記載事項証明書」に該当する。

様税額十七印のうちの「登記簿謄本又は抄本」又は「登記簿記載事項証明書」に該当する。

「（佐賀銀行は、県外支店を含む。）」又は「（佐賀銀行及びみずほ銀行にあつては、日本国内の全ての店舗）」に該当する。

4 旧条例附則第17条第3項の規定の適用の対象となる土地の取得は、
様税額十六印のうちの「登記簿謄本又は抄本」又は「登記簿記載事項証明書」に該当する。
様税額十七印のうちの「平成16年6月30日」又は「平成18年6月30日」と、同様
のうちの「登記簿謄本又は抄本」又は「登記簿記載事項証明書」に該当する。
様税額「1+1印」のうちの「佐賀県条例の一部を改正する条例」による改正前の佐賀県税条例（以下「旧条例」という。）附則第17条第3項」に該当する。同様の「平成16年6月30日」又は「平成18年6月30日」と、同様の「登記簿記載事項証明書」に該当する。
4 旧条例附則第17条第3項の規定の適用の対象となる土地の取得は、
平成15年3月31日までに行われたものに限ります。

条例（平成15年佐賀県条例第27号）による改正前の佐賀県税条例（以下「旧条例」という。）附則第17条第3項」に該当する。同様の「平成16年6月30日」又は「平成18年6月30日」と、同様の「登記簿記載事項証明書」に該当する。

4 旧条例附則第17条第3項の規定の適用の対象となる土地の取得は、
平成15年3月31日までに行われたものに限ります。

様税額「1+1印」のうちの「佐賀県税条例の一部を改正する条例」による改正前の佐賀県税条例（以下「旧条例」という。）附則第17条第3項」に該当する。同様の「平成16年6月30日」又は「平成18年6月30日」と、同様の「登記簿記載事項証明書」に該当する。

3 旧条例附則第17条第3項の規定の適用の対象となる土地の取得は、
平成15年3月31日までに行われたものに限ります。

様税額「1+1印」のうちの「附則第17条第3項」又は「佐賀県税条例の一部を改正する

様式第34号の2

ゴルフ場利用税の非課税利用確認申請書

佐賀県 県税事務所長様

(特別徴収義務者)

様

次のとおり、地方税法第75条の2及び第75条の3の規定により、ゴルフ場利用税の非課税に該当しますので申請します。

利用するゴルフ場の名称			
利 用 年 月 日	年 月 日		
会員・非会員の別	<input type="checkbox"/> 会員(メンバー)	<input type="checkbox"/> 非会員(ビジター等)	
非課税利用の区分 〔該当する番号に○を付けてください。〕	1 年齢18歳未満の者の利用(地方税法第75条の2第1号) 2 年齢70歳以上の者の利用(地方税法第75条の2第2号) 3 障害者の利用(地方税法第75条の2第3号) 4 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手の利用(地方税法第75条の3第1号) 5 学生、生徒及び引率する教員の利用(地方税法第75条の3第2号)		
年 月 日	(申請者) 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 () _____ 生年月日 年 月 日 生		

注 1 この申請書は、非課税利用に該当することを証する書類を提示(4又は5の区分にあつては、証明書を提出)のうえゴルフ場へ提出してください。

2 生年月日については、1又は2の区分に該当する場合に記入してください。

【特別徴収義務者確認欄】

確認者名	確認年月日	年 月 日	
提示又は提出を受けた証明書類	非課税利用の区分		提示又は提出を受けた証明書類の種類
	1 · 2	□運転免許証 □旅券 □健康保険証 □その他()	提示
	3	□身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者福祉手帳 □戦傷病者手帳 □その他()	
	4	□知事又は教育委員会が発行する証明書	提出
	5	□学長又は校長が発行する証明書	

様式第五十四号の「(裏)及び様式第五十四号の11の(裏)」、「(佐賀銀行は、県外支店を含む。)」や「(佐賀銀行及びみずほ銀行にあっては、日本国内の全ての店舗)」に改める。

様式第五十四号の11の(裏中)

納税係	「納税第一課」
納税係	「納税課」
納税係	「納税課」

様式第六十号及び様式第六十七号の(裏中)「(佐賀銀行は、県外支店を含む。)」を「(佐賀銀行及びみずほ銀行にあっては、日本国内の全ての店舗)」に改める。

様式第六十八号の(表中)
入 猿 稅

「狩獵者登録税」及び「狩獵者登録税・入猿税」や

「狩獵税」及び「第236条及び第700条の54並びに」や「第700条の51及び」に
改め、「第128条及び」を通り、「(佐賀銀行は、県外支店を含む。)」や「(佐賀銀行及びみずほ銀行にあっては、日本国内の全ての店舗)」に改める。

様式第六十九号の(裏)及び様式第七十号の(裏)「(佐賀銀行は、県外支店を含む。)」や「(佐賀銀行及びみずほ銀行にあっては、日本国内の全ての店舗)」に改める。

「第16条の3 第1項

様式第六十九号の「第16条の3 第1項
第700条の11の2 第2項」や「第72条の38の2 第2項
第700条の11の2 第1項」

に改め、「日以後」の次に「(年 月 日徵清予申請分)」や「2 県
税事務所長が」の次に「確定と」や「船舶」の次に「、航空機、自動車及び
建設機材」を用べ、「7 金錢」を通り。

様式第九十九号の(裏)、様式第一百一中の1の(裏)、様式第一百一中の11の(裏)、

様式第一百一号の(裏)、様式第一百一号の7の(裏)、様式第一百一号の8の(裏)
及び様式第一百一号の9の(裏)「(佐賀銀行は、県外支店を含む。)」を
「(佐賀銀行及びみずほ銀行にあっては、日本国内の全ての店舗)」に改める。

附 則
(施行期日)

1 1の規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 1の規則による改正前の佐賀県税条例施行規則に規定する様式による用紙
は、当該用紙が現存する間、所要の調整をして使用するが、以後は、

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第九号

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則(昭和四十六年佐賀県規則第六十七号)の
一部を次のように改正する。

第十三条中「一万分の九十五」を「一万分の八十四」と、「一万分の七十
五」を「一万分の六十二」に改める。

附 則

1の規則は、平成十六年四月一日から施行する。

様式第六十九号の「第16条の3 第1項
第700条の11の2 第2項」や「第72条の38の2 第2項
第700条の11の2 第1項」

に改め、「日以後」の次に「(年 月 日徵清予申請分)」や「2 県
税事務所長が」の次に「確定と」や「船舶」の次に「、航空機、自動車及び
建設機材」を用べ、「7 金錢」を通り。

様式第九十九号の(裏)、様式第一百一中の1の(裏)、様式第一百一中の11の(裏)、